

市第15号議案

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部改正

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例

（横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第3条の2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号並びに法第87条第3項の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(横浜都心機能誘導地区建築条例の一部改正)

第2条 横浜都心機能誘導地区建築条例(平成17年12月横浜市条例第116号)の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和25年政令第338号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第3条の次に次の2条を加える。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条の2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合で、用途変更後の別表第2第1項に掲げる用途に供する部分の容積率が基準時(当該建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。)におけるその部分の容積率を超えないときは、法第87条第3項の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、準用しない。

(用途の変更に係る条例の規定が準用されない類似の用途の特例)

第3条の3 令第137条の19第3項の規定により条例で指定する第3条第1項の規定を準用しない類似の用途は、当該建築物が別表第2第1項に掲げるいずれかの用途である場合において、同項に掲げる他の用途とし、これら以外の用途の変更について

は、法第87条第3項に基づき、第3条第1項の規定を準用する。
。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

既存の建築物に対する制限の緩和等に関する規定の整備を図るため、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第3条の2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号並びに法第87条第3項の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

横浜都心機能誘導地区建築条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び都計法の例による。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第3条の2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合で、用途変更後の別表第2第1項

に掲げる用途に供する部分の容積率が基準時（当該建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。）におけるその部分の容積率を超えないときは、法第87条第3項の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、準用しない。

（用途の変更に係る条例の規定が準用されない類似の用途の特例）

第3条の3 令第137条の19第3項の規定により条例で指定する第3条第1項の規定を準用しない類似の用途は、当該建築物が別表第2第1項に掲げるいずれかの用途である場合において、同項に掲げる他の用途とし、これら以外の用途の変更については、法第87条第3項に基づき、第3条第1項の規定を準用する。